

改正

平成21年3月31日告示第45号
平成21年4月24日告示第90号
平成23年3月31日告示第41号
平成28年3月31日告示第46号
平成31年3月29日告示第56号
令和3年3月31日告示第64号
令和4年3月25日告示第52号
令和6年3月25日告示第23号
令和8年3月27日告示第42号

浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、自主的な活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、地域活動の活性化及び地域防災力の向上を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。
- (2) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号）の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
- (3) 自主防災組織 地域住民が自主的に防災活動を行うために組織する団体のうち、浜田市自主防災組織認定要綱（平成22年浜田市規程）の規定により市長が認定したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会所施設、関連設備等整備事業

ア 町内会等又は地区まちづくり推進委員会の活動拠点となる集会所施設（以下「集会所施設」という。）の新築又は集会所施設を新築するための用地取得。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が新築し、又は取得するものに限る。

イ 集会所施設の改修若しくは増築又はその関連設備の整備若しくは改修

ウ 集会所施設の解体

- (2) 防犯灯設置事業

- (3) 防災資機材等整備事業

ア 保護用具等整備

イ 情報収集伝達活動資機材整備

- ウ 消火活動資機材整備
- エ 救出・救護・避難誘導活動資機材整備
- オ 生活維持活動資機材整備
- カ 防災倉庫（簡易収納庫）整備
- キ 避難場所・避難路整備
- (4) 防災訓練等事業
 - ア 防災訓練
 - イ 防災知識啓発活動
- (5) 防犯カメラ設置事業
- (6) 地域づくり活動維持活性化事業
(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助金額は別表第1に、補助限度額は別表第2に定めるとおりとする。この場合において、補助対象経費の額は、当該事業に対し他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。

- 2 前項の補助金の総額については、予算の範囲内とする。
(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等（以下「申請者」という。）は、地域づくり振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の実施前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、同一のものとみなすことができる事業について重ねてすることができないものとする。
- 3 第1項に規定する申請のうち、第3条第1項第6号に規定する事業にあつては、1年度当たり1回に限りすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、地域づくり振興事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた町内会等（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、地域づくり振興事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに地域づくり振興事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域づくり振興事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求）

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、地域づくり振興事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（暫定施行告示の廃止）

2 浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱（平成12年浜田市告示第34号）は、廃止する。

（暫定施行告示の一部改正）

3 旭町総務関係補助金交付要綱（平成10年旭町告示第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（この告示の失効）

4 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成21年3月31日告示第45号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月24日告示第90号）

この告示は、平成21年4月24日から施行し、改正後の浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第41号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第56号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第64号）

この告示中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第23号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第42号）

この告示は、令和8年3月27日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業項目	補助対象者	補助対象経費	補助金額
1 集会所施設、関連設備等整備事業	認可地縁団体	1 新築 集会所施設の新築に要する直接経費 2 用地取得 集会所施設を新築するための用地取得に要する直接経費	補助対象経費の2分の1以内の額
	町内会等又は地区まちづくり推進委員会	3 改修等 集会所施設の改修若しくは増築又はその関連設備の整備若しくは改修に要する直接経費	
	認可地縁団体又は町内会等	4 解体 集会所施設の解体に要する直接経費	
2 防犯灯設置事業	町内会等又は地区まちづくり推進委員会	防犯灯の設置に要する経費	補助対象経費相当額
3 防災資機材等整備事業	自主防災組織	1 保護用具等整備 ヘルメット、ヘッドライト、警報器具、防煙・防塵マスク、救命胴衣等の整備に要する経費 2 情報収集伝達活動資機材整備 トランシーバー、電池式メガホン、携帯用ラジオ等の整備に要する経費 3 消火活動資機材整備 消火器、消火器収納箱、消火用バケツ、自立式水槽等の整備に要する経費 4 救出・救護・避難誘導活動資機材整備 救命ボート、ロープ、水防資機材一式（シャベル等）、救助用工具一式（バール等）、梯子、AED、テント、救急箱、担架、車椅子、リヤカー、毛布簡易ベッド、防水シート等の整備に要する経費 5 生活維持活動資機材整備 （1）給食給水用 給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等の整備に要す	補助対象経費相当額

		る経費 (2) 避難所用 発電機、携帯用投光器、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等の整備に要する経費 6 防災倉庫（簡易収納庫）整備 防災資機材を保管する倉庫等の整備に要する経費 7 避難場所・避難路整備 避難場所・避難路の整備に要する経費 8 その他資機材整備 市長が必要と認める経費	
4 防災訓練等事業	自主防災組織	1 防災訓練 防災訓練の実施に要する経費 2 防災知識啓発活動 (1) 研修会等 防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（飲食に要する経費を除く。） (2) 機器等 音響・映像機器に要する経費 3 その他活動 市長が必要と認める経費	補助対象経費相当額
5 防犯カメラ設置事業	町内会等又は地区まちづくり推進委員会	防犯カメラ及びその看板の設置に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額
6 地域づくり活動維持活性化事業	町内会等	町内会等の活動に必要な備品の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額

別表第2（第5条関係）

事業項目	補助限度額
1 集会所施設、関連設備等整備事業	1 新築 300万円 2 用地取得 50万円 3 改修等 50万円 4 解体 200万円
2 防犯灯設置事業	1 基当たり 5 万円（支柱設置が必要であることその他の特別な事情がある場合は、1 基当たり 8 万円）
3 防災資機材等整備事業及び防災訓練等事業	1 自主防災組織に属する世帯数の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 町内会等を単位とした自主防災組織 ア 100世帯未満 20万円

	イ 100世帯以上300世帯未満 30万円 ウ 300世帯以上 40万円 (2) 地区まちづくり推進委員会を単位とした自主防災組織 ア 100世帯未満 30万円 イ 100世帯以上300世帯未満 40万円 ウ 300世帯以上1,000世帯未満 50万円 エ 1,000世帯以上 60万円 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に定める額からそれぞれの当該交付を受けた補助金の額を控除した額 (1) 当該年度において新たに組織された自主防災組織のうち、当該自主防災組織の区域内にあった自主防災組織が、当該年度においてこの告示による補助金の交付を既に受けている場合 (2) 前3年度の間において、当該自主防災組織が、この告示による補助金の交付を既に受けている場合
4 防犯カメラ設置事業	1 基当たり20万円
5 地域づくり活動維持活性化事業	1 件当たり40万円

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）